

京都市交通局管理規程 6 - 4 (京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とする。

附 則

この改正規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)